

e-NEXI

2014 年 12 月号

▶▶特集

債権回収に関する制度改正(2014年10月)について.....1

▶▶カントリーレビュー

～安定成長を目指し離陸したカンボジア～.....6

▶▶NEXI ニュース

第8回 NEXI 債権回収セミナーの開催報告について.....11

発行元

発行・編集 独立行政法人日本貿易保険(NEXI)

総務部 総務・広報グループ

債権回収に関する制度改正(2014 年 10 月)について

独立行政法人日本貿易保険
債権業務部

2014 年 10 月の制度改正は、e-NEXI 10 月号でもご紹介しましたように、「貿易保険法の一部を改正する法律」が 10 月 1 日(水)に施行されたことに伴う NEXI 設立時以来の大改正となりましたが、併せて「事故及び回収に関する制度改正」(※1)も実施しましたのでご紹介します。改正のポイントは以下の3点です。

①回収主体の転換

「被保険者回収」から「NEXI 主導の回収」への転換と、それに伴う回収費用負担ルールや諸手続の変更など

②事故・査定手続きの簡素化

事故発生通知書・保険金請求書類の簡素化、船後事故てん補率の単純化など

③被保険者義務の明確化

告知義務、損失防止軽減義務の明確化など

本稿では、中でも NEXI 設立以来の大きな改正となった「①回収主体の転換」を中心に概要をご紹介します。

(※1)改正対象保険種:

貿易一般保険、中小企業輸出代金保険、限度額設定型貿易保険、簡易通知型包括保険

1. 回収制度改正の背景

貿易保険におきましては、(旧)通商産業省により運営されていた時代以来、お客様による回収(被保険者回収)を基本としてまいりました。NEXI 設立以降は、保険金支払時に対象債権を NEXI が自動的に保険代位しておりますが、その代位債権についても、お客様に自己の債権と同様の回収努力をしていただく義務(回収義務)がかかっておりました。

この回収義務は、原則として債権の全額を回収するまで続くものであるため、お客様のご負担は少なくないのが実情でした。

そこで、お客様のご負担の軽減、利便性の向上を実現するため、他国 ECA の制度や他の民間損害保険会社の商品等も参考としながら、より良い制度とすべく検討を重ねてきた結果、今般の制度改正を行うこととなりました。

2. 回収制度改正の具体的内容

(1) 回収主体の転換

新制度においては、従来の「回収義務」に基づく被保険者回収、NEXI(サービサー)による保険者回収、という区分はなくし、全件について、NEXI 主導で回収方針の策定と実施主体の選択を行います。NEXI 起用の「サービサー回収」を基本としつつ、それまでお客様がされてきた損失防止軽減措置との継続性なども考慮して回収方針を策定します。

そのために、保険金請求時に、お客様より NEXI に「権利行使等委任状」をご提出いただき、保険金請求の対象となる輸出契約等について債権者の権利を行使する権限一切を NEXI に委任していただきます。また併せて、お客様による損失防止軽減措置の状況や債務者との交渉状況、回収に関するお客様のご意向をお伺いします。

お客様ご自身で回収交渉を継続いただくほうが回収しやすいと判断される場合等には、NEXI より回収協力の依頼をいたします。この依頼は、NEXI から指示書として書面にてお渡しします。お客様にはこの指示にご協力いただき(これを「回収協力義務」といいます。)、また定期的にその履行状況をご報告いただくこととなります(これを「回収協力義務履行状況報告義務」といいます。)

つまり、従来制度における「回収義務」は、お客様主導で回収方針を策定の上、実施していただく必要があったのに対し、新制度においては、NEXI 主導で回収方針を策定し、その実施主体は原則として NEXI 起用のサービサーとしつつ、例外としてお客様に回収協力をいただく(「回収協力義務」)ことがある、というように変更しました。

(2) 保険金請求後の回収費用の負担

従来制度下の被保険者回収においては、保険金請求後、回収義務に基づきお客様が回収努力をされる過程で発生した回収費用(渡航費、滞在費、弁護士費用等)については、それにより回収できた金額の範囲内で代位比率(※2)に応じて NEXI も負担することとされてきました。つまり、結果的に十分な回収金が無かった場合には、お客様側の費用負担が大きくなる場合があります。

新制度においては、NEXI 主導の回収は NEXI が結果責任を持つべきとの考えから、NEXI の指示に基づくお客様の回収行為に伴う回収費用については、回収金の有無に関わらず、代位比率に応じて NEXI とお客様とで分担することとしました。更に、回収の終了(詳細後述)の時点で、回収費用の累計額が回収金の累計額を超過した場合には、その超過した費用については代位比率によらず全額 NEXI が負担する(ただし保険が付保されている部分=付保部分に限るものとし、無付保部分(※3)は除く。)こととしました。

(※2)代位比率:

保険金支払の対象となった輸出契約等に基づく債権のうち、保険事故により生じた損失額に対する支払保険金額の割合。計算式は「支払保険金額／損失額」で表される。

例えば、貿易一般保険の船積後信用事故による保険金支払がなされた場合、代位比率は通常約90%となる。

(※3)無付保部分:

保険金支払の対象となった輸出契約等に基づく債権のうち、保険契約の対象とならない部分。

(例)保険契約締結後に輸出契約等の金額を増額したものの、保険の増額内容変更が行われず

保険の対象外となった増額部分

(3)保険金請求前の費用の負担

従来制度においては、保険金請求前の損失防止軽減義務(※4)の履行に要した費用については、それにより減じた損失額(つまり回収できた金額)の範囲内で保険てん補率(※5)に応じてNEXIも負担することとしていました。

新制度においては、事故発生日以降、保険金請求までの数ヶ月は、輸出者(債権者)が当然に行うべき債権保全の初動時期であることに鑑み、その方法や手段はお客様にお任せし、その費用も原則としてお客様にご負担いただくこととしました。ただし、①船積前事故時等の貨物処分費用、②保険金請求前にNEXIが回収を受任した場合の回収費用、③債務者に対しお客様が速やかに法的手続を取った方が良いとNEXIが判断する場合の法的費用は例外とし、①については従来制度と同様とし、②③の費用は回収費用に準じてNEXIも負担します。

なお今回の制度改正では、従来よりも速やかに保険金請求いただけるよう、保険金請求書類の簡素化等の対応も併せて実施しております。

(※4)損失防止軽減義務:

債権の損失軽減のために一切の合理的措置を講じる保険約款上の被保険者の義務。

(※5)てん補率:

保険事故により生じた損失に対する保険金として支払われる金額の割合。

(4)その他**①回収金納付に係る手続の変更**

従来制度においては、保険金請求後に回収金があった場合、回収した金額のうちNEXIに納付すべき金額をお客様側で計算して「回収金納付通知書」にてNEXIに通知していただく必要がありました。

新制度においては、お客様の事務負担軽減のため、回収した金額を「回収金通知書」にてNEXIに通知いただき、NEXI側で回収金の配分計算を行い、お客様に納付いただく額のご連絡をいたします。

②回収の終了

従来制度においては、NEXI(サービサー)回収案件を除き、回収案件(回収義務)を終了させるためには、お客様に「回収義務終了認定申請書」の提出をお願いしておりました。

新制度においては、回収主体がNEXIとなることから、NEXIが、それ以上の回収が困難であると判断したときに回収案件を終了することとし、お客様からの申請は不要としました。また終了基準(※6)を見直し、不明瞭な規定を削除・改正するとともに、明示的に費用対効果(見込み値)の観点での終了判断を可能とするよう改定いたしました。これにより、従来制度に比して速やかに回収案件を終了させることができるようになりました。

(※6) 終了基準:

貿易保険共通運用規定第12条において、それ以上の回収が困難であると判断する際の基準を定めています。

③その他

上記の他、従来制度における取扱いが規定上不明確であったいくつかの事項について、明確化を実施しております。(保険代位に係る規定、無付保部分の取扱いに係る規定等)

(5) 改正ポイントのまとめ

上記(1)～(4)でご紹介した主要な改正ポイントについて、新旧制度を比較してまとめますと、下表のとおりです。

新旧制度比較(貿易一般保険の例)

	従来制度	新制度
回収行為(保険金支払後)	原則: 被保険者回収(回収努力義務) 履行状況報告義務あり ※NEXIが必要と認めた場合はサービサー回収も可。 この場合は特にNEXIの指示が無ければ 回収行為は不要で履行状況報告義務も無い。	原則: サービサー回収 回収協力義務はあるが、特にNEXIの指示が無ければ 回収行為は不要で履行状況報告義務も無い。 ※合理的理由があればNEXI指示のもと 被保険者による回収も可。 この場合は履行状況報告義務有り。
保険金請求後の回収費用	保険金請求後の回収費用は 回収金の範囲内で代位比率に応じてNEXI負担可	保険金請求後の回収費用(NEXIの事前承諾が必要)は 回収金の有無に関わらずNEXI負担可
保険金請求前の費用	保険金請求前の損失防止軽減義務の履行に 要した費用を入金 ^① の範囲内で保険てん補率に 応じてNEXI負担可	保険金請求前の損失防止軽減義務の履行に 要した費用は原則NEXI負担不可
回収の終了	被保険者から終了認定申請が必要。 ※サービサー回収の場合は申請不要、 NEXIが適時判断して案件を終了。	被保険者からの申請は不要、 NEXIが適時判断して案件を終了。

3. 経過措置について

上記2.にてご紹介してきた新制度は、2014年10月1日以降に締結された保険契約（上記（※1）記載の改正対象保険種に限る）に適用されます。

ただし、経過措置として、2014年9月30日以前に締結された保険契約であっても、2014年10月1日以降に新たに損失等発生通知の対象となったバイヤーについては、お客様のご要望に応じて、新制度（保険約款その他関連規程）を適用することを可能としております。詳細は、NEXI回収グループ担当者より、対象となる「損失等発生通知書」[\(※7\)](#)をご提出いただいたお客様に個別にご案内申し上げます。

（※7）損失等発生通知書：

従来制度においては、信用事故の場合にはまず「危険発生通知書」を提出することになっておりましたが、信用事故に該当するのかが非常事故に該当するのかは査定の結果決まるものであり、事故の通知時点ではその区別をする必要がないため、新制度においては、事故事由の記入を要しない「損失等発生通知書」に統一しました。

以上、主に回収に関する制度改正の概要についてご紹介させていただきましたが、詳細につきましては、保険約款その他関連規程類、並びに弊法人ホームページ該当箇所（<http://nexi.go.jp/accident/>）を併せてご参照いただければ幸いです。また実際に保険事故の通知や、保険金請求をされるお客様には、随時ご案内しておりますので、ご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

【本件に関する照会先】

債権業務部 回収グループ TEL:0120-673-094

～安定成長を目指し離陸したカンボジア～

<Point of view>

過去10年(2004～2013年)、カンボジアの平均GDP成長率は年7.9%と高く、また、この期間、国内総生産は急拡大した。近年は、タイなど周辺国から、賃金上昇による人件費を節約するため、一部の生産工程を同国に移す動きも活発化している。内戦で荒廃した国内経済の復興を果たし、いよいよ本格的な成長路線に向け離陸したが、経済は外国からの援助と直接投資に依存しており、安定した成長軌道に乗るには課題もある。潜在的な段階にある案件も含め、NEXIにもいくつか保険引受のご相談が寄せられており、筆者は11月に現地調査をする機会に恵まれた。現地で聴取したことを基に、カンボジア経済の現状と課題をここに取り纏めた。

1. カンボジア概要と現代小史

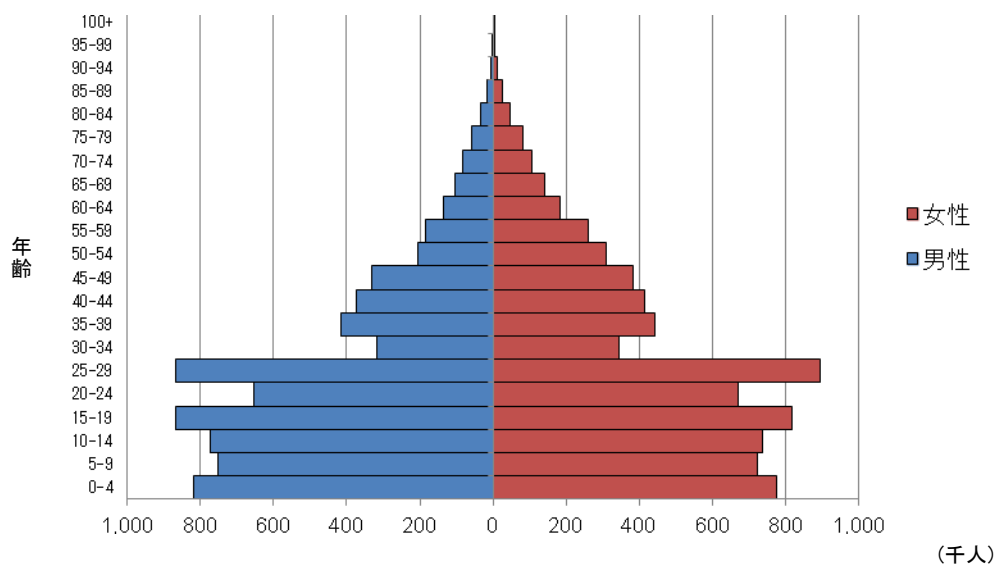
カンボジアの面積は18.1万Km²で日本の約半分で、東でベトナムと1,270km、西でタイと805km、北でラオスと540kmの国境を接し、南はタイ湾に面している。気候は熱帯モンスーン気候で、5月から10月が雨期、11月から4月迄が乾期で、11月は特に気候が良く結婚式も多いという。人口は約1,500万人で、首都プノンペンに168万人が居住している。経済的生産年齢である15～64歳が人口の65%を、また、0～14歳が31%を占め、現在、及び将来の労働人口は大きい。

人口分布図(2010年時点)からは、カンボジアの歴史が窺える。30-34歳の人口が突出して少なく、25-29歳以下から急に大きくなっている。これは、1975年から1979年の間、原始共産性社会を志向したポル・ポト政権が貨幣制度の廃止や都市住民の農村への強制移住など極端な政策を敷き、この時期、多くの国民が命を失ったことに起因している。その後、ベトナムの支援を受けた政権が、ポル・ポト派をタイ国境近くに駆逐したが内戦状態は続き、ようやく1991年に国内で争っていた政治勢力4派が和平合意した。この後、1992年に国連カンボジア暫定統治機構(UNTAC)が現地入りし和平の維持を担い、1993年にUNTACの監視の下、議会選挙が行われ新憲法が公布された。

1993年の選挙後も2人首相体制を採るなど政治は安定しなかったが、1998年の選挙でカンボジア人民党(フン・セン党首)が勝利し、フン・セン現首相が首班の連立政権が発足すると、2003年、2008年、2013年の議会選挙においてもカンボジア人民党が勝利し、フン・セン首相は約16年に渡り政治と経済を主導している。外交面でも、1998年に国連の代表権を回復し、1999年にはASEANに正式に加盟した。2002年にはASEAN議長国に就任し、フン・セン首相は議長として一連のASEAN会議をリードした。

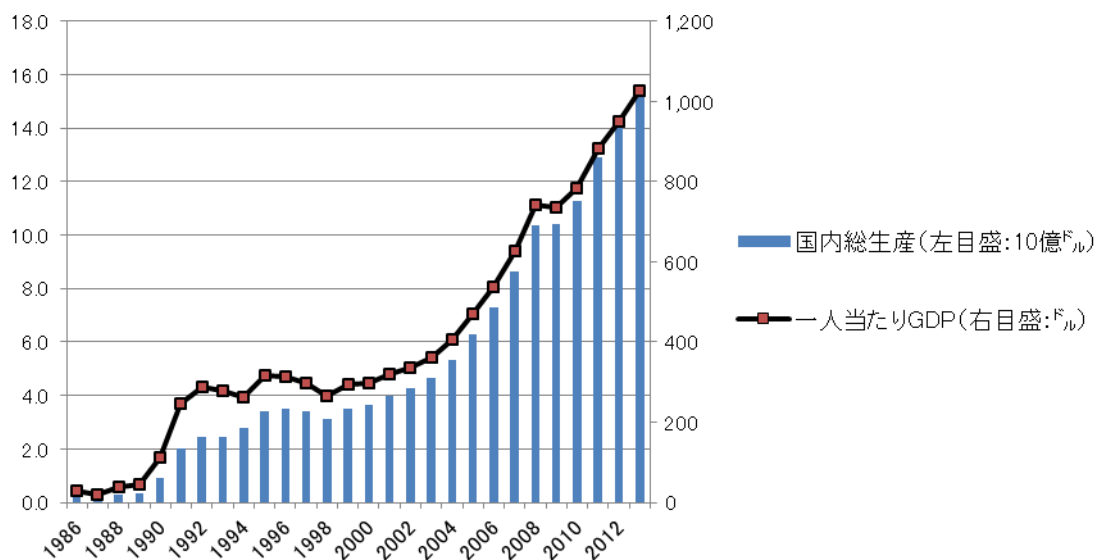
UNTACの支援で議会選挙を行った1993年、名目GDPは24億ドル、一人当たりGDPは278ドルに過ぎなかったが、2013年、名目GDPは155億ドル、一人当たりGDPは1,028ドル(IMF推計)とこの20年間で名目GDPは6.5倍に拡大した(図2参照)。

図1 人口分布 2010年 (単位:千人)



(出所: 国連 World Population Prospects: The 2012 Revision から作成)

図2 国内総生産一人当たり GDP



(出所: IMF, World Economic Outlook Database, October 2014 から作成)

2. 直接投資と公的借入（譲許性借入）が経済を支える

カンボジアの実質 GDP 成長率は、2011 年が 7.1%、2012 年が 7.3%、2013 年が 7.5%と安定して高い成長率が続いている。経済成長は、米国向け縫製品輸出、地雷の除去で増加傾向の観光収入、インフラ整備等の建設投資が牽引している。縫製品や観光収入は重要な外貨獲得源でもあり、縫製品輸出（約 50 億ドル：2013 年）は輸出全体の約 80%を占め、また、観光収入は、2011 年の 21 億ドルから 2013 年は 27 億ドル（推計）に増加した。海外労働者送金は 2013 年は約 1.7 億ドルだが、マレーシア、タイ、韓国への就労が増えており、送金額も増加が期待されている。

但し、同国は織物など伝統工芸を除けば、製造業の基盤がほとんど無く、縫製品の輸出に必要な原材料も輸入に依存しており、貿易収支は赤字構造である。観光収入が増えつつあるが、貿易赤字を補填できず、経常収支も慢性的な赤字であり、2013 年、経常赤字は GDP 比で▲9.9%（推計）に達した（表 1 参照）。

拡大基調の経常赤字を補填しているのが、海外からの直接投資と援助である。国際収支上、対カンボジア向け直接投資は、2011 年の 9 億ドルから 2013 年は 13 億ドルに増加している。2013 年は、2012 年の 14 億ドルから減少しているが、2012 年は日本からショッピング・モール（イオン・モール）の大型案件が入ったため、総じて対内直接投資は着実に増加している。2013 年は、日本、中国、台湾企業等による小型の製造業案件が増加した。タイやベトナムに製造拠点を置くメーカーが、人件費の節約やリスク分散のため、また、両国に陸送が可能なことも選好され、一部の工程をカンボジアに移管し、完成品をタイやベトナムの母工場に納める、所謂タイ+1、ベトナム+1 の動きが活発化しつつある。さらに、経済成長の持続で、製造業の他、内需向けの投資も入るようになり、進出業種には拡がりも見える。

また、同国の公的対外債務残高は、IMF の推計によると 2013 年末時点で 51 億ドル（GDP 比 32.8%）と 2010 年末の 33 億ドル（GDP 比 28.7%）から増加しているが、同債務残高の 99.9%が譲許性借入のため（経済財政省での聴取）、対外返済額は輸出（財+サービス輸出）対比 1.1~1.5%と小さく、対外債務の返済負担が軽減されている。公的対外債務残高の約 80%が二国間借入、約 20%が世銀やアジア開発銀行などマルチの国際機関からの借入で、二国間借入の占める割合が大きく、特に中国からの借入は公的対外債務残高の約 40%を占めるに至っている。

表1 国際収支抜粋 (単位: 百万ドル)

	2011	2012	2013
経常収支	▲ 475	▲ 1,038	▲ 1,607
経常収支/GDP比(%)	▲ 3.7	▲ 7.4	▲ 9.9
貿易収支	▲ 1,903	▲ 2,456	▲ 2,958
サービス収支	1,416	1,657	1,729
所得収支	▲ 569	▲ 652	▲ 759
経常移転収支	580	412	381
資本移転収支	222	277	342
金融収支	301	804	1,314
直接投資	766	1,405	1,299
対内直接投資	796	1,441	1,345
証券投資	▲ 6	▲ 34	▲ 19
その他の投資	▲ 138	▲ 178	396
外貨準備増減(▲=増)	▲ 322	▲ 388	▲ 363
誤差脱漏	▲ 47	▲ 43	▲ 48
外貨準備高	3,450	4,267	4,516

注: BPM5 に準拠

(出所: 中銀、経常収支/GDP比と外貨準備高は IMF)

3. 事業環境の改善、ドル化経済、社会の変化に対応する必要

後発途上国として、輸出品の多くに対し先進国では関税を免除、或いは引き下げており、縫製品等の輸出を後押ししている。しかし、経済発展と共に近い将来、後発国として享受している特恵待遇や援助資金へのアクセスが難しくなることが想定され、国内に産業基盤を構築し貿易構造を強化する必要に迫られている。外国からの直接投資は、技術の導入の他、雇用創出、対外ファイナンスに不可欠なため、同国の投資制度は外資に対し非差別的で、自由度は周辺国に比べても高い。但し、高い電力料金、賃金が急速に上昇していること（ワーカー最低賃金は15年から月額128ドルと前年比28%増となった）、汚職などが指摘されており、投資を呼ぶ込むための事業環境は一層の改善が求められている。

1975-79年のポル・ポト政権によって貨幣や銀行など金融制度が廃止・破壊され、1991年に市場経済への移行がゼロからスタートし、この時、国際支援で大量の米ドル現金が流入した。1992年には外国銀行の支店や子会社が設立され、外国銀行の受入や金融部門の民営化も早い速度で進んだ。こうした経緯から、ドルは広範囲に利用され、現在、商業銀行の預金の97%がドルである。現地通貨リエルの使用は納税、或いはごく小規模な取引に限られている。内戦後、ドルの利用はスムーズな経済取引を可能にし、経済の安定に寄与したと評価されている。しかし、ドル化経済において、中銀は最後の貸し手にはなれず、基本的に預金準備率は高く設定されることになり、金融政策による景気対策は打ちにくい。

中銀は、ドルの浸透を考慮すれば拙速なりエル化は好ましくないとしつつ、しかし一方で、ドル化経済で金融政策が制約的になる等のマイナス面を認識しており、適切な通貨政策を模索しているのが実情である。

カンボジア人民党は、平和と発展をもたらしたとして、国民から厚い支持を獲得してきた。しかし、2013年7月の議会選挙では、カンボジア人民党圧勝という事前の予想に反し、野党の救国党が善戦した。内戦を知らない世代が増え、長期政権による汚職が経済成長の分配を歪めている、という救国党のキャンペーンが共感されたようだ。救国党は、選挙に不正があったと抗議し、議会を約1年間ボイコットする事態となった（2014年8月から野党は議会に参加し、国会は正常化した）。また、2013年暮れから、経済特別区（SEZ）に入居する縫製工場で激しい賃上げ要求ストライキが発生したが、政治的な背景もあると憶測されている。平和と復興を求めた時期から、経済発展と若者世代の台頭で国民の権利意識も高まり、政治に求めるものも変化している。

国際社会の支援を受けて経済復興を果たしたカンボジアは、自立した経済成長路線を構築する段階に入った。環境整備が進み海外からの直接投資が加速すれば、今後コマーシャルベースでのファイナンスが必要とされてくるものと考えられる。政治、経済にある課題を克服し、安定軌道に乗ることを期待したい。

以上

第8回 NEXI 債権回収セミナーの開催報告について

2014年12月

日本貿易保険 債権業務部

日本貿易保険(NEXI)は、海外との貿易取引に関する情報提供の一環として、社団法人日本貿易会との共催により、11月に第8回 NEXI 債権回収セミナーを開催いたしました。

その概要についてご紹介いたします。

なお、セミナー当日は、多数のご参加を賜りました。ご参加いただきました皆様には、この場をお借りしまして、改めて厚く御礼申し上げます。

1. 開催日時・場所

日時:2014年11月19日(水) 13:30~17:15

場所:ベルサール神保町アネックス イベントホール

(参加者:191名)

2. プログラム

時間	プレゼンター	プレゼンテーションの内容
13:30~14:00	NEXI 理事長 板東 一彦	開会挨拶
	NEXI 債権業務部長 大井 麻理	貿易保険制度と債権回収について
14:00~15:00	Mr. Donald ("Skip") Bean, Jr. 【Global Recovery Group, LLC】	債権回収の手法
15:00~15:15	(休憩)	
15:15~16:15	Ms.Sapna Jhangiani 【Clyde & Co Clasis Singapore Pte Ltd.】	東南アジアの回収について
16:15~17:15	Mr.David Herer 【ABC-Amega Inc】	中南米の回収について



3. 講義概要

(1) Global Recovery Group, LLC

- ・テーマ: An Illustrated Guide to Debt Recovery
- サービスの役割や債権回収の手法といった、本セミナーの導入的な説明がなされました。本サービスのこれまで扱った具体的事例の紹介を交えながら、以下の債権回収のポイントについて、言及がありました。
- ✓ バイヤーをよく知ること
 - ・支払遅延の理由や返済原資、他債権者の調査
 - ・バイヤー支援者の存在とその資産を調査
 - 保証人親族の保有する土地売却代金を返済資金へ充当した事例を紹介。
 - ・バイヤーへの投資者の存在を検討
 - ✓ 債権回収の姿勢
 - ・迅速さが鍵。
 - ・バイヤーとのコンタクト維持。
 - ・記録に残すやりとり。
 - ✓ バイヤー所在国の法制度をよく知ること
 - ・判決の執行容易性調査を含む、有効な裁判管轄の検討。
 - ・凍結命令といった諸制度の有無、利用可否の検討。
 - ✓ サービス活用のメリット
 - ・バイヤーに関する情報収集力、法的知識、経験の蓄積。
 - ・幅広いネットワークによる、バイヤーとの緊密かつ face to face のコンタクト。



(2) Clyde & Co Clasis Singapore Pte.Ltd.

・テーマ: The debt collection environment in South East Asia

東南アジア(特に、シンガポール、マレーシア、ミャンマー、インドネシア、タイ)における債権回収に有用な知見・経験の説明が、具体的事例の紹介を交えてなされました。

- ✓ 各国の法的制度を概観し、各々の相違やポイントを要約。
- ✓ 各国の債務者の情報収集の容易性や、情報アクセスの透明性を要約。
- ✓ 各国における裁判判決や仲裁判決の取得容易性、(外国判決を含め)当該判決の執行の容易性の説明。
- ✓ 具体事例に基づく、東南アジアにおける債権回収のポイントの説明。
 - ・取引に関する書類原本の準備。
 - ・クレームによる返済遅延を回避するための、シッパー/バイヤー共同起用によるサーベイヤーの活用。
 - ・各種 L/C の利用、所有権留保条項等の挿入検討。



(3) ABC-Amega Inc

- ・テーマ: Collections in Central & South America

中南米(特に、本サービスの扱う債権の多いブラジルとメキシコ)の債権回収に焦点を当て、契約締結から支払遅延に至るまでシッパーが留意すべき点について、具体的事例を交えて説明がありました。

✓ 契約締結段階

- ・バイヤーの信用力、所在国の法制度に関する情報収集。

中南米はバイヤーの財務データを収集することが困難な場合が多く、国や地域によってその難易度も異なる。信用調査会社の情報も信憑性に乏しい場合がある。

- ・契約書類の原本確保。
- ・有効な紛争解決条項の挿入。

✓ 契約締結後から支払日までの段階

- ・バイヤーとの緊密なコンタクト継続。
- ・問題が発生すれば、記録のため文書化。

✓ 支払遅延後の段階

- ・リスク契約書の締結と挿入すべき条項の検討。Promissory Note へ署名させ、返済を確約させる。
- ・債務者の財務状況に係る情報収集、契約関連文書の収集。
- ・債務者とのコンタクト維持。有効なコンタクト方法の紹介。

✓ ブラジルとメキシコの留意点

- ・メキシコは外国判決の執行が困難。裁判よりも仲裁の方が費用対効果に優れる可能性有り。
- ・ブラジルでの裁判は長期に亘ることが多いため、アマカブルな回収を試みる方が効果的。



4. 最後に

終了後のアンケートでは、「プレゼン及びテキストの質が高く、セミナー内容に満足した」、「3つのプレゼンにより共通のポイントを知ることが出来た」、「具体的で分かりやすかった」等、好評を多数いただきました。一方で、「事故発生前の対策についてもっと知りたかった」、「回収の失敗談についても話して欲しい」等のご意見もいただきました。次回取り上げて欲しいテーマや国についてのご要望も多かったですので、それらを踏まえ、より一層内容の濃い債権回収セミナーを開催してまいります。



【本セミナーに関するお問い合わせ窓口】
独立行政法人日本貿易保険(NEXI)
債権業務部 回収グループ 加藤・別府
TEL : 0120-673-094